

会議録要旨

(1) 会議の名称	平成29年度(第1回)国民健康保険運営協議会
(2) 開催日時	平成29年9月5日(火) 19:30~21:00
(3) 開催場所	あわら市役所 102会議室
(4) 出席委員氏名	関 秀親 委員、浅野 耕世 委員、林 明美 委員、佐々木 誠三 委員、 真杉 智枝美 委員、坂野 彰 委員、坂井 寿範 委員、西野 暢 委員、 伊藤 喜右衛門 委員、徳丸 敏郎 委員、大井 尚美 委員 (計11人)
(5) 欠席委員氏名	中川 智和 委員 (計1人)
(6) 出席所管課職員氏名	杉本 市民生活部長 【市民課】 内田(課長)、矢部(課長補佐)、西正(主任)、高橋 【税務課】 青池(課長)、吉田(課長補佐) 【収納推進課】 堀江(課長)
(7) 傍聴人	なし
(8) 会議議題	(1) 平成28年度あわら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について (2) 平成29年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算(案)について (3) その他(国民健康保険制度改革の概要等)
(9) 配付資料	①平成28年度「主要施策の成果報告」(あわら市国民健康保険特別会計) ②平成29年度 あわら市国民健康保険特別会計補正予算 ③福井県国民健康保険運営方針(案)【概要】
(9) 会議内容の要旨	<p><u>(1) 平成28年度あわら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について</u></p> <p>委員 基金のところで29年度は赤字が大幅にでる予算となっているが、原因は分かっているか。</p> <p>事務局 29年度の予算については、27年・28年度と新薬の影響でかなり医療費が膨らみ、29年度においては予算が足りなくならないように少し多めに持っている。29年度の5か月の医療費実績は落ち着いていて、基金は取り崩さなくても済みそうな状況である。</p> <p>委員 昨年23名の肝炎の高額医療者がでていたが、今年も同じくらいの人数か。</p> <p>事務局 6月現在では、4名の方が治療している。月平均4~6名ぐらいで落ち着いている。</p>

委員 「からだの調子がぐーんとよくなる講演会」の講師について詳しく教えて欲しい。

事務局 講師は、プロポーザル審査の結果決定した委託業者の紹介による講師で全国的に健康づくりの話をされている。

(2) 平成29年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算(案)について

事務局 平成28年度の医療費清算により生じた返還金の補正である。

委員 質疑なし

(3) その他(国民健康保険制度改革の概要等)

事務局 福井県国民健康保険運営方針(案)の概要について説明。

委員 国民健康保険税の算定方式を現行の4方式(所得割、資産割、均等割、世帯割)から資産割を廃止し、3方式(所得割、均等割、世帯割)にする時期について、3月までに決めるということか。

事務局 市から県に納付する標準保険料額の算定結果が、11月に再度県から提示される予定である。それを受けて、あわら市においてもその額をもとに世帯ごとに保険税を試算し、その結果をこの協議会に説明したいと考えている。また、12月の議会に報告し意見を調整したうえで国民健康保険の予算に反映したいと考えている。資産割を廃止する時期については、標準保険料率が確定する1月に方針を決め予算に反映し、3月の議会で保険税率の議決を得る予定。

委員 11月に標準保険料算定に係る仮の係数を国が示すとのことだが、それは確定係数のようなものなのか。仮の係数で計算しても確定係数で決めることになれば仮係数で計算する意味があるのかどうか。国と県はどのようなやり取りになるのか。

事務局 標準保険料算定に係る確定係数について、国は1月に示すとしているが、市としては仮の係数と確定係数とあまり値が変わらないと考えている。算定の元となる各市町のデータを県に報告しており、国の仮係数で県が計算して精査していく上で国と県で多少の微調整があるのではないかと思われる。各市町のデータ等はすでに報告しており、若干の額等の変更程度の範囲であると考えているため、値がほぼ変わらないと考えている

委員 国民健康保険の税率は、毎年変わるのか。

事務局 税率はできれば変えずにいきたいと考えている。資産割を一度に廃止することができれば、当分の間、急激に税率を変えることはないかと考えている。あわら市は現在のところ医療費が膨らんでも基金が2億円以上あり、健全な国民健康保険運営をしている状況である。

委員 県の国民健康保険運営方針は3年ごとに見直すということであるが、高齢化が進み医療費の高度化が進むと思われるが、3年に1度の見直しで大丈夫か。

	<p>資産割を3方式に変えた際、どこにしわ寄せがいくのか。</p> <p>被保険者証の更新時期はなぜ再来年にするのか。</p> <p>事務局 ある程度の長期的な見通しを持って運営方針の見直しをかけることとしている。</p> <p>資産割をなくしたしわ寄せについて、国民健康保険税率算定のルールで所得割と資産割は応能割、平等割と均等割は応益割としており、その割合は、所得の水準によって若干の差はあるが、ほぼ1対1というふうに決められている。そのため、資産割の廃止分は所得割に上乘せされる。</p> <p>保険証の平成30年の切り替え時期は、平成29年度に各市町ですでに決まっているので、県で統一できる時期は、31年からとなる。</p> <p>委員 保険税率の改正を段階的にする具体的な方法は。</p> <p>事務局 一度に資産割をなくすことで税の負担が急変しないよう、例えば2年ごとに徐々に資産割を減らす方法もある。</p>
--	---